

茨城県が定める「太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」に基づく手続等に関する東海村における留意事項

東海村内に太陽光発電施設を設置し、及び管理するに当たっての手続等は、次の点にご留意ください。

(事前協議等における関係法令の所管課)

- 1 東海村における茨城県が定める「太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)5の(1)イの①の事前協議等における東海村に係る関係法令等の担当窓口課は、別表に示すところになります。ご不明な点につきましては、当該担当窓口課においてご確認ください。

(事業概要書への追加添付書類)

- 2 事業概要書の内容に不明な点や確認すべき事項があった場合に、新たに添付書類を求める場合がありますので、ご協力ください。

(事前協議等における地元関係者への説明範囲)

- 3 ガイドライン5の(1)のイの①の事前協議等における地元関係者への説明範囲は、おおむね太陽光発電施設を設置する計画地の境界線から100メートル以内に存する土地又は建物の全部もしくは一部を所有し、若しくは占有する者とし、ただし、これら以外の者から説明を求められた場合は、これらを含めた者を説明範囲とします。これらの者を含めて、誠意をもって対応してください。

なお、説明範囲の確定に当たっては、計画地の自治会長とも相談の上確定し、速やかに確定後の説明範囲を書面で都市整備課に報告ください。

(事前協議等における地元関係者への説明内容)

- 4 ガイドライン5の(1)のイの①の事前協議等における地元関係者の説明内容は、ガイドライン5の(2)のアに掲げるところであります。

すが、特に地元関係者からの要望、苦情、懸念等については、より丁寧な説明に努めてください。

(事前協議等における地元関係者への説明方法)

- 5 ガイドライン5の(1)のイの①の事前協議等における地元関係者への説明の周知として、様式第1に掲げる標識を説明の日の30日以上前に計画地の見やすい場所に掲示してください。

なお、この標識は、太陽光発電施設を設置後も、当分の間掲げられるよう努めてください。

また、ガイドライン5の(1)のイの①の事前協議等における地元関係者への説明に当たっては、地元関係者からの求めに応じ、ガイドライン5の(2)のイにより説明会、訪問等を行うこととなりますので、地元関係者に共通理解を得られるような説明方法を選択し、速やかに確定後の説明方法を都市整備課に報告ください。

(事前協議等における施工に当たって配慮すべき事項)

- 6 ガイドライン5の(1)のイの①の事前協議等における施工に当たって配慮すべき事項は、ガイドライン5の(3)に掲げるところであります。地元関係者への説明に当たっては、配慮すべき事項を説明するほか、その対策を示した書類を地元関係者に配布するなど、地元関係者に共通理解が得られるよう努めてください。

(事前協議等における適正な維持管理及び撤去・廃棄についての計画)

- 7 ガイドライン5の(1)のイの①の事前協議等における適正な維持管理及び撤去・廃棄についての計画は、ガイドライン6に掲げるところであります。地元関係者の説明に当たっては、維持管理及び撤去・廃棄についての計画を説明するほか、その内容を示した書類を地元関係者に配布するなど、地元関係者が共通理解が得られるよう努めてください。

(地元関係者への説明等の報告)

- 8 地元関係者への説明が終了したときは、速やかにその内容を説明に

あつては様式第2により、説明会にあつては様式第3により村長に報告ください。提出先は、都市整備課となります。

(事業概要書の内容変更)

- 9 事業概要書の内容が変更される場合の対応は、ガイドライン5の(2)に掲げるところにより東海村に説明することになりますが、その際、併せてその変更内容を示した書類を都市整備課に提出してください。

なお、事業概要書の内容が大幅に変更するなど、地元関係者への説明等が必要な場合は、前各項及び次項に準じて行っていただくことがありますことをご留意ください。

(合意書、協定書等の締結等)

- 10 地元関係者からの施工等の要望等に係る合意等があつたときは、ガイドライン5の(2)に掲げるところにより合意書、協定書等の締結等を含めた対応をすることとなりますが、併せてガイドライン5の(1)のイの②に示す地域振興への寄与も合意等に加えて対応されるよう努めてください。

別表

太陽光発電施設設置に係る関係法令等担当窓口一覧表

ガイドライン14ページから22ページに記載がある手続のうち、相談先窓口が各市町村担当課，各市町村農業委員会，各市町村農政担当課又は各市町村教育委員会となっているものの相談窓口課は，次の表のとおりです。

関係法令	手続の概要	担当窓口
国土利用計画法 第23条	一定面積以上の大規模な土地取引等には，契約締結後，契約締結日から起算して2週間以内に届出が必要です。	企画経営課
工場立地法 第8条	特定工場敷地内に設置する場合は，変更の届出が必要となる場合があります。それ以外の設置については，同法第6条の届出の対象外です。	産業政策課
茨城県自然環境保全条例 第8条	保全地域内において土地の区画形質の変更を行う場合は，届出が必要です。	環境政策課
東海村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 第4条	一定面積以上の土地の埋立て等を行う場合は，許可が必要です。	環境政策課
森林法 第10条の8	地域森林対象民有林の立木を伐採する場合は，伐採を行う30日前までに届出が必要で	農業政策課

	す。	
森林法 第10条の7 の2	森林の所有権を取得した者は、取得後90日以内に取得の旨の届出が必要です。	農業政策課
農地法 第4条・第5条	農地を農地以外の地目に変更する場合は、あらかじめ農地法の許可が必要です。	農業委員会事務局
農業振興地域の整備に関する法律 第13条・第15条の2	農用地域内農地を農地以外で利用する場合は、あらかじめ農用地区域から除外する必要があります。 除外は、農地転用許可見込みがあることを前提として、除外の要件を全て満たす場合に限ります。	農業政策課
東海村文化財保護条例 第13条	事業計画地が村指定文化財に該当し、指定文化財に対して現状変更を行う際には、あらかじめ許可が必要です。	生涯学習課
文化財保護法 第93条	事業計画地が周知の埋蔵文化財包蔵地に該当する場合は、工事着手の60日前までに届出が必要です。	生涯学習課